

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から同年10月までの期間、45年7月から46年3月までの期間、49年10月から50年3月までの期間及び60年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から同年10月まで
② 昭和45年7月から46年3月まで
③ 昭和49年10月から50年3月まで
④ 昭和60年7月から同年9月まで

申立期間①については、母が私の国民年金保険料を納付しており、申立期間②から④までの期間については、私が保険料を納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金保険料は、昭和45年4月から同年6月までの期間が納付済み、同年7月から46年3月までの期間は未納となっているが、昭和56年度以降に使用されたB市保管の国民年金被保険者名簿においては、45年度の保険料は、当初、納付月数12か月とされていたものが、その後、納付月数3か月、未納月数9か月に修正されたことが確認できる。しかしながら、昭和55年度以前に使用されていた同市保管の被保険者名簿によると、申立期間②を含む昭和45年6月から46年3月までの保険料9,000円が49年12月21日に納付されていることが確認でき、納付時期及び納付金額から第2回特例納付により納付されたものと推認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

また、特例納付は、制度上、先に経過した月の保険料から順次行うものとされていることから、昭和49年12月21日に特例納付した時点で、申立期間

①は、納付済みであったものとするのが自然である。

さらに、特例納付を行った昭和 49 年 12 月は申立期間③に含まれる時期であることから、申立期間③の保険料は現年度納付が可能であったものと考えられ、申立期間③の保険料を納付せず、特例納付のみ行ったとは考え難い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間④は未加入期間となっているものの、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（２）」には、申立期間④を含め申立人が国民年金に加入した期間がすべて記載されており、第 3 号被保険者として資格取得した欄には、「3 号-A」の印が押されていることから、市町村の職員が記載したものと考えられる。したがって、申立期間④は、市町村において国民年金の加入期間として把握されていたものと考えられ、申立期間④の保険料を納付しないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間当時、県外へ出稼ぎに行っていたが、国民年金保険料は母親が納付してくれていたはずである。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、申立人の国民年金保険料は、納税組合の集金により納付していたとしているところ、申立人が提出した保険料の領収証をみると、申立人は、昭和 52 年 3 月に国民年金へ加入した当初から納税組合に所属しており、申立人の同年 3 月分の保険料は納税組合により集金されていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、1 年のおおよそ半分は県外に出稼ぎに行っていたが住民票は異動していなかったとしているところ、申立人の住民票によれば、申立人は、申立期間の前後を通じ、A 村（現在は、B 町）に住民登録していることが確認でき、国民年金に加入し、最初の保険料を納付した直後である申立期間について、納税組合による保険料の集金が行われなかったとは考え難い。

さらに、申立期間は 9 か月と短期間である上、申立期間を除き未納期間が無く、一緒に納付していたとする申立人の父母の保険料は、申立期間を含め、すべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月及び同年12月
② 昭和38年1月から45年7月まで

私が結婚した当時は、農業だけでも暮らしが良く、義父に年金をかけておくともう後で良いと言われ、夫の分と一緒に義父が国民年金保険料を納付していたはずである。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社会保険事務所保管の特殊台帳によると、昭和36年11月及び同年12月の国民年金保険料は未納とされているが、B市保管の国民年金被保険者名簿では、同期間の保険料は納付済みとされているなど、行政の記録管理に不適切な面がみられる。

また、B市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①の保険料が還付されたことをうかがわせる記載があるものの、還付金額や還付年月日など、還付されたことを具体的に示す記載は無い上、申立期間①については、申立人は国民年金の強制被保険者であり、申立人が他の被用者年金に加入した形跡も無いなど、申立期間①の保険料が還付される事情は見当たらない。

2 申立期間②について、B市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者となったことに伴い、昭和38年1月に国民年金被保険者資格を喪失しており、申立期間②のうち、同年1月から同年3月までの保険料が還付されていることが確認できる。

また、申立人は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことを契機として、昭和45年8月に申立人の夫とともに国民年金被保険者資格を再取得していることから、申立期間②は、未加入期間となり、申立人に対し納

付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

県外の工務店に住み込みで働いていた時、雇主が私の国民年金保険料を納めていたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、県外の工務店に住み込みで働いていた時、雇主が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の雇主は、申立人の国民年金保険料は納付組織を通じて納付し、さかのぼってまとめて納付したこともあるとしている。

社会保険庁保管の特殊台帳及びA町保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の昭和51年10月から52年3月までの保険料は同年12月に過年度納付され、申立期間を挟む同年4月から同年12月までの期間及び53年4月から54年6月までの期間の保険料は現年度納付されていることが確認できることから、雇主の証言は信憑性がある。

また、A町保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人が住み込みをしていた当時、雇主は、申立人の保険料納付の義務を負う世帯主であったことが確認でき、雇主は、自分の妻と共に国民年金加入期間を完納していることから保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納は無く、申立期間も3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年9月まで

夫の勧めにより昭和52年4月から国民年金へ加入した。当時、3人の子供を抱え家計が大変な時期ではあったが、老後のことを考え加入することとしたもので、期限に遅れ督促を受けて納付したこともあったが、何としても保険料を納めるという思いを強く抱いて納めてきた。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について、期限までに納付することができなかった時期があり、申立人の夫の助力を得てまとめて納付したこともあるとしているところ、A市及びB市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和53年5月に6か月分、56年1月に12か月分、60年1月に7か月分の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の供述と符合する。

また、申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和53年度のうち、申立期間を除く昭和53年10月から54年3月までの保険料を56年1月に納付しているが、仮に申立期間が未納であるとする、53年5月に、前年度の保険料6か月分を納付する資力がありながら、申立期間を含む53年度1年間について、現年度納付の実績が全くみられないのは不自然である。

さらに、申立人は、当時は被用者年金加入者の妻で、国民年金の任意加入対象者であったにもかかわらず、将来のことを考え昭和52年4月に国民年金へ加入するとともに、当初から付加年金にも加入したとしており、しかも、申立期間を除いて未納期間は無く、納付済期間の多くは付加保険料を上乗せして納付するなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月

これまで、会社を退職するとすぐに国民年金への切替手続を行っており、納め忘れは無いようにしてきた。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間及び昭和42年4月については、当初、国民年金未加入期間として扱われていたが、40年6月25日から同年12月21日までの期間及び41年12月13日から42年4月16日までの期間の厚生年金保険被保険者期間の記録が平成11年5月に統合され、同年7月に国民年金被保険者資格取得の記録が訂正されたことに伴い、申立期間及び昭和42年4月分については国民年金加入期間とされた。しかしながら、申立人は会社を退職するとすぐに国民年金への切替手続を行っており、納め忘れはないようにしてきたと主張しているところ、市町村名簿から国民年金への切替手続が行われていることが確認できる上、42年4月の保険料を、現年度である同年10月に納付していることが申立人の国民年金手帳の検認印から確認でき、平成20年12月に記録訂正されたことを踏まえると、申立人の国民年金加入記録について、行政側の記録管理に不備があったものと考えられる。

また、申立期間は1か月と短期間である上、申立期間を除き未納が無く、60歳到達以降も任意加入するなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月から同年7月まで
② 昭和56年3月及び同年4月
③ 昭和58年3月から60年4月まで
④ 平成5年3月

申立期間①については、昭和54年7月にA市役所で、婚姻届、健康保険や国民年金への加入手続などを行い、郵送されてきた支払の用紙を使って、市役所の窓口で国民年金保険料を納めた。未納とされていることに納得できない。

申立期間②及び③については会社を退職するたびに、申立期間④については平成5年3月31日に退職したため同年4月に、それぞれA市役所で国民健康保険と国民年金のセットで加入手続を行い、郵送されてきた支払の用紙を使って、市役所の窓口で国民年金保険料を納めた。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、昭和54年7月にB村（現在は、C市）からA市に転入した際、市役所で国民年金への加入手続を行い、窓口で国民年金保険料を納付したとしているところ、C市保管の国民年金被保険者名簿によると、同年5月1日に資格取得していることが確認でき、A市では、転入届が提出され、転入前の市町村での国民年金保険料の未納を確認できた場合、現年度保険料に限っては、A市で納付書を発行し、市役所で納付することができるとしていることから、申立内容には不自然さはみられない。
- 2 申立期間②及び③について、申立人は、会社を退職する度に国民年金への

加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、その後の厚生年金保険の被保険者資格取得に伴う国民年金被保険者資格の喪失手続については行っていないとしている。

仮に、申立人が、国民年金への加入手続を行い、その後、資格喪失手続を行っていないとすると、引き続き申立人に対して保険料の納付書が送付され、申立人は申立期間のみならず申立期間前後の厚生年金保険被保険者期間についても国民年金保険料を納付し続け、厚生年金保険被保険者期間の国民年金保険料は還付されることとなるが、申立期間②以降に還付の記録は無く、申立内容には不合理な点がみられる。

3 申立期間④について、申立人は、平成5年4月に国民健康保険と国民年金のセットで加入手続を行ったとしているところ、A市に国民健康保険の加入状況を照会した結果、同年4月1日に資格取得していることが確認でき、社会保険庁の記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間となり、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

4 申立期間②から④までについて、申立人は、昭和54年7月1日以降、A市以外に住所を移動していないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間②から④までについて保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年5月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から51年3月まで

私が20歳になったので、母が国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を毎月集金に来ていた役場職員に納付した。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったので、申立人の母が国民年金への加入手続を行ったと思うとしているが、申立人自身は、申立人の母からは国民年金への加入手続の話は聞いていないとしている上、申立人の母は既に他界しており、具体的な加入手続の状況が不明である。

また、申立人は、国民年金保険料を納付した先は、役場職員又は納付組合の集金担当者のみであったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年4月に払い出されていることから、49年2月及び同年3月の保険料は過年度保険料となり、役場職員や納付組合の集金では納付できない上、A町によると、申立期間当時、役場職員が国民年金保険料を戸別訪問により集金することは無かったとしている。

さらに、申立人は、現在まで所持している年金手帳はオレンジ色の表紙のもの一冊のみであるとしているが、申立人が加入したとする昭和49年2月にはオレンジ色の年金手帳は使用されていないことから、現在までオレンジ色の手帳しか所持したことが無いとの申立人の供述には不合理な点が見られる。

加えて、申立人は、A町以外に住民登録したことが無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 5 月に A 市役所の年金係に国民年金の未納や免除の保険料として 50 万円入った封筒を渡した。封筒を受け取った男性から 1 枚の領収証とおつりの小銭を渡された。領収証には役所が受け取った 49 万いくらとおつり 2 百いくらの金額が書かれていた。

未納及び免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、過去の分でもこれからの分でも 50 万円分の国民年金保険料を納付しなかったので、市役所で納付したと述べているが、申立期間①及び②に要する国民年金保険料額は 20 万円ほどであり、申立人が納付したと主張する金額とは大きく異なり、仮に、申立人が残額を将来の国民年金保険料に充てたいと希望したとしても、当時は、制度上、翌年度以降の保険料は納付することはできないことから、申立内容に不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付書は無かったものの、A 市役所で過年度保険料及び追納保険料を納付したとしているが、A 市では、国庫金である過年度保険料及び追納保険料を窓口で受け取ることは無いとしている上、B 社会保険事務所では、市町村で納付すべき年度を繰り越した国民年金保険料については、その年度終了後に社会保険事務所から送られる納付書で、免除された保険料については、被保険者の申出によって社会保険事務所で作られる追納用の納付書で納付することとなるが、いずれも市役所では納付できないとしている。

さらに、申立人は、昭和 62 年 5 月に申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとしているが、その時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

加えて、申立人は他の市町村に住民票を異動したことは無いなど、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 46 年 9 月まで
昭和 46 年 10 月に夫が亡くなり、母子年金について市役所に聞きに行ったが、43 年 7 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料を納付していないため母子年金は下りないと言われた。また、その期間を納めないと、私に何かあった時に子供達にはお金が下りないが、さかのぼって納めれば下りると説明され、同年 10 月に一括納付した。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は国民年金に加入しておらず、昭和 46 年 10 月に国民年金に加入した際に、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと述べているが、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であることから、申立人は国民年金の任意加入対象者となり、制度上、任意加入対象者はさかのぼって資格取得することができないことから、申立期間は未加入期間となり、保険料をさかのぼって納めることができない期間である。

また、申立人は、保険料をさかのぼって一括納付したのは 1 回だけであるとしているが、A 市保管の国民年金被保険者名簿によると、昭和 36 年 4 月から 43 年 6 月までの期間及び 47 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を 48 年 12 月 27 日に一括納付したことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月まで
昭和 59 年 1 月から 60 年 8 月まで厚生年金保険へ任意加入して受給資格を得た。その後しばらくして、市役所から国民年金へ加入する必要がある旨の電話があったことから、市役所に出向いて加入手続きを行い、窓口で 1 か月分の保険料を納付した。その後は、納税組合を通じて保険料を納めていたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所から国民年金への加入を促す電話があったことを契機として、市役所に出向き、加入手続きを行ったとしているが、市役所に出向いた時期及び出向いた際に窓口で納付したとする 1 か月分の国民年金保険料額については記憶に無く、申立人の妻も、申立期間当時のことで思い出すことは何も無いとしているなど、申立人が加入手続きを行った時期は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の状況から平成 2 年 3 月から同年 4 月ごろに払い出されたものと推認できるが、この時点で、申立期間のおおむね半分は時効により保険料を納付することはできず、申立人は、これまで、保険料をまとめて納付したことや、過去の分をさかのぼって納付したことは無いとしている。

さらに、申立人の住民票によれば、申立人は、昭和 48 年以降、A 市（現在は、B 市）以外の他市町村に住民登録したことが無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 24 年 5 月から 36 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 5 月から 36 年 3 月まで
満 20 歳となる月から昭和 36 年 3 月までの国民年金保険料を満 60 歳になるまでに納めれば、年金受給上、有利であり、望ましいと役場から指導を受けたので、申立期間の保険料を 51 年から平成元年 4 月にかけて納めたはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 51 年から平成元年 4 月にかけて納付したとしており、昭和 51 年度以降に納付した保険料の「国民年金保険料納入通知書兼領収書」の写しを提出しているが、当該領収書は、同年度以降の保険料に係るものであり、申立期間の保険料である旨の記載は無い。

また、制度上、保険料の徴収は昭和 36 年 4 月から開始されており、申立期間は保険料の徴収が開始される前の期間であることから、申立期間の保険料を納付することはできない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで
会社を退職後、自営業になったため、国民年金に加入した。郵送で送られてきた納付書を使い、妻が定期的に期限内に納付していた。申立期間の保険料は妻と一緒に納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 53 年 2 月の時点で厚生年金保険から支給される老齢年金の受給資格期間（240 月）を満たしていることから、61 年 4 月改正以前の国民年金法が適用となる申立期間は、任意加入対象期間となる。申立人及びその妻は、郵送で送られてきた納付書を使い、その妻が国民年金保険料を納付したとしているが、A 市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、58 年 7 月 12 日の届出により同月 13 日に国民年金被保険者資格を喪失した後、国民年金法の改正により 61 年 4 月以降国民年金の強制加入者となったことに伴い、62 年 2 月 20 日の届出により 61 年 4 月 1 日までさかのぼって資格取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人に対し納付書が発行されることは無かったものと考えられる。

また、申立期間の前後の期間の保険料は、昭和 53 年 9 月に払い出された国民年金手帳記号番号を使用して納付されている上、申立人は、37 年以降 A 市以外に住民登録したことが無いなど、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から53年3月まで

私は20歳で結婚し、市役所に婚姻届を提出するのと同時に元夫と一緒に国民年金に加入した。国民年金の保険料は、納期限までに両親と私の分を一緒に市役所で納付し、銀行か信用金庫のどちらかで納付したこともあった。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月*日に結婚し、婚姻届を提出した日に国民年金への加入手続きを行い、加入当初からオレンジ色の表紙の年金手帳を所持しているとしている。しかしながら、同年金手帳の住所欄には、申立人がその当時住んでいた住所ではなく、47年初夏以降に住み始めた家の住所と平成4年に変更した住所が記載されているとしている上、オレンジ色の表紙の年金手帳の使用開始は49年11月であることから、申立内容には不合理な点がみられる。

また、申立人は、申立人の元夫と一緒に国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年6月20日に夫婦連番で払い出されており、その時点で申立期間のほとんどが時効のため納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年10月まで

昭和46年8月にA県B市から実家のあるC町に戻り、住所変更の手续と併せて国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。国民年金保険料は納税組合を通じて納付したはずであり、未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和46年8月にA県B市からC町（現在は、D市）に転入した際に、国民年金への加入手続を行っていたが、その後の聴取では、加入手続をしたと思うが、どのように手続したかは覚えていないとしており、具体的な手続の状況は不明である。

また、申立人に係る戸籍の附票によると、申立期間のうち、昭和46年11月から47年5月までの期間は、E県F市に住居票が異動されていたことが確認できるが、申立人は、同市に居住していた期間に国民年金に加入した記憶は無く、保険料を納付した記憶も定かでないとしている。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは、基礎年金番号制度導入後の平成10年1月11日である上、それ以前に申立人に係る国民年金手帳記号番号がC町で払い出された事実は確認できず、F市では、国民年金被保険者名簿及び索引簿を調査したが、申立人に係るものは無かったとしているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から同年10月までの期間及び12年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から同年10月まで
② 平成12年1月から同年6月まで

平成12年7月に婚姻届を市役所に提出した際、職員に未納分があると主人の年金に加入できないと言われ、市役所の窓口で未納分20数万円を一括納付した。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所の窓口で国民年金保険料を20数万円納付する必要があると知らされ、窓口で納付したが、その際、領収書は受け取らなかったとしているが、A市によると、市民から現金を徴収する際に納付書や領収書を交付しないことは無いとしている。

また、申立人は、市役所の窓口で保険料を納付したのは、平成12年7月ごろとしているが、申立期間①及び②のうち同年1月から同年3月までの期間は過年度保険料であり、A市によると、過年度保険料は市役所窓口では納付できないとしている。

さらに、社会保険庁保管のオンライン記録によると、申立人は、申立期間①及び②の間に当たる平成11年11月及び同年12月の保険料を、13年12月に納付しているが、仮に申立人が申立期間①及び②の保険料を12年7月に一括納付したとすると、同年7月当時、申立人は11年11月及び同年12月の2か月のみを除いた形で保険料を納付していることとなり、申立人の主張には不合理な点がみられる。

加えて、申立人は、窓口で一括納付した保険料は国民年金保険料なのか、国民健康保険料なのかはつきりとは分からないとしている。

そのほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 511

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 42 年 3 月まで
私は、年金は将来絶対大切なものであるとの主人の勧めもあり、未納分を納付した。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料納付を勧奨するはがきを受け取った後に、何らかの手続を行った記憶は無く、まとめて保険料を納付したとする時期及び金額を記憶していないとしている。

また、申立人の夫は、保険料はA町役場（現在は、B市）の窓口でまとめて納めたとしているが、B市によると窓口では現年度分の保険料しか納付できなかったとしており、申立人の夫の主張とは矛盾する。

さらに、申立人の夫は、保険料をまとめて納付したのは1回だけとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 1 月に払い出されており、B市保管の国民年金被保険者名簿によると、42 年 4 月以降の保険料は納付済みとなっていることから、申立人は、国民年金手帳記号番号払出し後に 44 年 3 月以前の分の保険料を、過年度納付としてまとめて納付したと考えるのが自然であり、仮に申立期間の保険料をまとめて納付したとすると、まとめて納付した回数は2回となり、まとめて納付したのは1回だけとする主張は不自然である。

加えて、申立人は、結婚するまで住んでいたC市では、国民年金の加入手続を行ったことは無く、申立人の父が国民年金の加入手続をしたと思うとしてとしているが、申立人の父から国民年金の加入の話は聞いたことは無く、国民年金手帳も見えていないとしており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。